

各務原市

産後ケア事業

各務原市では、お母さんの体調がよくない、赤ちゃんのお世話の仕方が分からないなど、産後に心身のケアや育児のサポート等が必要な方を対象に、産後ケア事業を実施しています。

対象者

生後12か月未満の赤ちゃんとお母さんで、産後ケア事業を必要としている方
(各務原市に住民票がある方)

※産後ケア事業の内容をご説明し、お母さんの体調やご意向をお聞きした上で、産後ケア事業を利用させていただきます。

※リフレッシュ目的のご利用はできません。

※母子のいずれかが感染症にかかっている場合や専門的な医療が必要な方は利用できません。

内容

- お母さんと赤ちゃんの保健指導や授乳指導（乳房マッサージを含む）
- お母さんの療養上の相談、支援
- お母さんの心理的ケアやカウンセリング
- 育児の方法についての具体的な指導、相談

【宿泊型】 ※24時間以内

(例)

10時	—	12時	—	18時	—	20時	—	—	—	7時	—	10時
入所		昼食		夕食		就寝				朝食		退所
各種ケアや相談、保健指導										翌日 各種ケアや相談、保健指導		

【通所型】 ※7時間以内

(例)

10時	—	12時	—	16時
通所		昼食		退所
各種ケアや相談、保健指導				

【訪問型】 ※3時間以内

(例)

9時	—	—	—	12時	又は	13時	—	—	—	16時
各種ケアや相談、保健指導					各種ケアや相談、保健指導					

利用料金等

*実施場所、申請書などは、
市のウェブサイト「産後ケア事業」をご覧ください ⇒



メニュー		宿泊型	通所型	訪問型
実施場所		市が指定する医療機関や助産所		自宅に助産師が訪問
利用可能日数		6泊7日まで	6日まで	6日まで
利用料金	一般	1泊2日 5,000円 (24時間以内・3食付) ※多胎児の場合は 一人あたり930円加算 ※食事をキャンセルされても 利用料金は変わりません	1日 3,000円 (7時間以内・1食付) ※多胎児の場合は 一人あたり375円加算 ※食事をキャンセルされても 利用料金は変わりません	1日 2,250円 (3時間以内)
	生活保護世帯、 市町村民税非課 税世帯	1泊2日 1,500円	無料	無料

※実施場所、利用日については、市が施設の受け入れ状況等を確認して調整しますので、希望の日程や施設で利用ができない場合があります。
※利用料金は令和6年度の料金です。

利用方法

利用にあたって、市から施設に連絡調整を行いますので、事前に下記の問い合わせ先までご連絡ください。

利用までの流れ

- ① 電話等で市へ連絡
- ② 体調や意向などの聞き取り（面談又は電話にて）
- ③ 市が施設に連絡調整
- ④ 申請（申請書、アンケートの記入） ※電子申請も可
- ⑤ 利用の決定（利用承認通知書をお渡しします）
- ⑥ 産後ケア事業の利用（利用承認通知書を施設に提示してください）

とてもリラックスできた

助産師さんに話をきいて
もらって安心した

きめ細かい授乳指導をうけて、
帰宅後、楽になった

利用者の声

育児の悩みを聞いていただき、
対処法を教えてもらったりして
不安が軽減された

赤ちゃんに向き合う
時間が作れた

【お問い合わせ】

各務原市子ども家庭支援課（市役所1階）

こども家庭センター「クローバー」

TEL 058-383-7204（平日 8:30~17:15）

